

第 61 号

大阪 市 史 跡 龍 溪 禪 師 墓 所 豊 亀 山 九 島 院

〒 550-0022 大 阪 市 西 区 本 田 3 丁 目 4 番 18 号
Tel. 06 (6583) 2725 FAX 06 (6583) 0908

発行所

発行者

第 廿 五 代 住 職 奥 田 啓 知 (智 證)

当院は、阪神なんば線で、なんばから7分です。



拾った預金通帳の謝礼は？

見返りを求めない行いがよい行い

本年 8 月 11 日の朝、ある男性が、魚沼市の路上で預金通帳 7 冊や印鑑、給与明細などが入ったカバンを拾い警察に届け出ました。カバンはその日のうちに無事に落とし主に返されましたが、拾った男性は幾ばくかの謝礼を払っても求むるところ、落とし主は一銭も払わなかったため提訴しました。「遺失物法」では、遺失物の返還を受けた者は、遺失物の価格の 5% に相当する「報労金」を拾得者に支払わねばならないと定めています。通帳の残高の合計は少なくとも千七百万円なので、その 15% の二百五十五万円の報労金を求めたのです。

それに対して達磨大師はひと言、「無功德(功德なんてない)」達磨大師が言いたかったのは何だったのでしょうか。武帝は仏教興隆に大きな努力をしました。その行為そのものは良いことです。しかし、その行為に対して功德(報い)を求めたり、称赞の言葉を求めたりする武帝の心を達磨大師は、「無功德」という言葉でこきおろしたのです。武帝の心中は「布施」の精神とはかけ離れているからです。

武帝はただ、仏教興隆のため自分がしてきたことをなんら誇らず、泰然としていればよかったのです。功德など期待せず、自分がしたいからしたまでだ、仏教のため少しでも役に立てて本当にありがたいと、そのような「布施」のころを持っていればよかったのです。

功德とは、よいことをした報いのことですが、自分への報いを期待して行ったよいことは、もうよいことではなくなくなってしまふのです。純粹に、無心に行ったことこそがよい行いなのです。

よいことをしても下心があると、「せつかく親切にしてやったのに」とつい愚痴が出てくるものなのです。本件についても、拾得者は見返りを期待して警察に届けた訳ではありませんが、こんな大事なものを落とし、さぞ困っておられると純粹な善意の気持ちで届けたのでしょうか。ところが、ラジオ放送によると、落とし主はカバンを受け取っても、お礼の連絡はおろか謝礼の申し出もなかったとのことだったそうです。最初から、心のこもったお礼の言葉と金額にかかわらずお礼の品を持参し謝礼しておればこんな訴訟にはならなかったんじゃないかと存じます。

また、よい行いは、人知れず行うものです。人知れず行っている自分の心が「無心」に慣れてきます。人知れず無心に行ってこそ、無功德を味わえるのです。



墓地管理費のご納付をお願いします。墓参りの折、郵便振込みでも結構です。

